

越生町起業支援事業補助金

町内で起業する中小企業者(起業してから6か月未満含む)を対象に、設備費、備品購入費、広告宣伝費、登記費、店舗等の改修費の一部を補助します。

補助対象者

- 町内で起業し6か月を経過していない方、または、当該年度中に町内で起業する方
- 起業後、3年以上継続して同一の事業を行うこと
- 越生町商工会の会員であること
- 代表者及び役員が、越生町暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有していないこと
- 町税等に滞納がないこと
- ※ 令和5年度に限り、令和5年4月1日以降に起業し、申請時点で6か月を経過している方も対象とします。

補助対象事業

- 申請時点で未着手(※)であること
※未着手とは、契約、支払、納品等を行っていないこと
- 当該年度中に完了する取り組みであること

補助対象経費

経費の区分	経費の内容
設備費	事業所等の運営に係る設備等の導入費用
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費用(消耗品を除く。)
広告宣伝費	広告、チラシ等の製作及び配布に要する費用
登記費	個人事業主にあつては商号登記、法人にあつては設立登記に要する費用
改修費	事務所、店舗、工場等の改修に要する費用

※ 他の制度による補助等を受けていない経費であつて、かつ、経費の総額が10万円以上であること

補助率

対象経費の1/2

補助金額

上限50万円

※ 1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ 1事業者あたり1回限り

申請書類

- ① 越生町起業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 補助対象経費に係る見積書の写し
 - ③ 営業届出済証明書もしくは開業届の写し(個人事業主のみ。起業していない場合は報告時に提出。)
 - ④ 登記事項証明書の写し(法人のみ。起業していない場合は報告時に提出。)
 - ⑤ 営業許可証の写し(必要な場合のみ。起業していない場合は報告時に提出。)
 - ⑥ 越生町商工会の会員であることを証する書類(起業していない場合は報告時に提出。)
 - ⑦ その他、補助対象の内容が分かる写真や図面等の資料
- ※ 必要に応じて、現地調査や追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

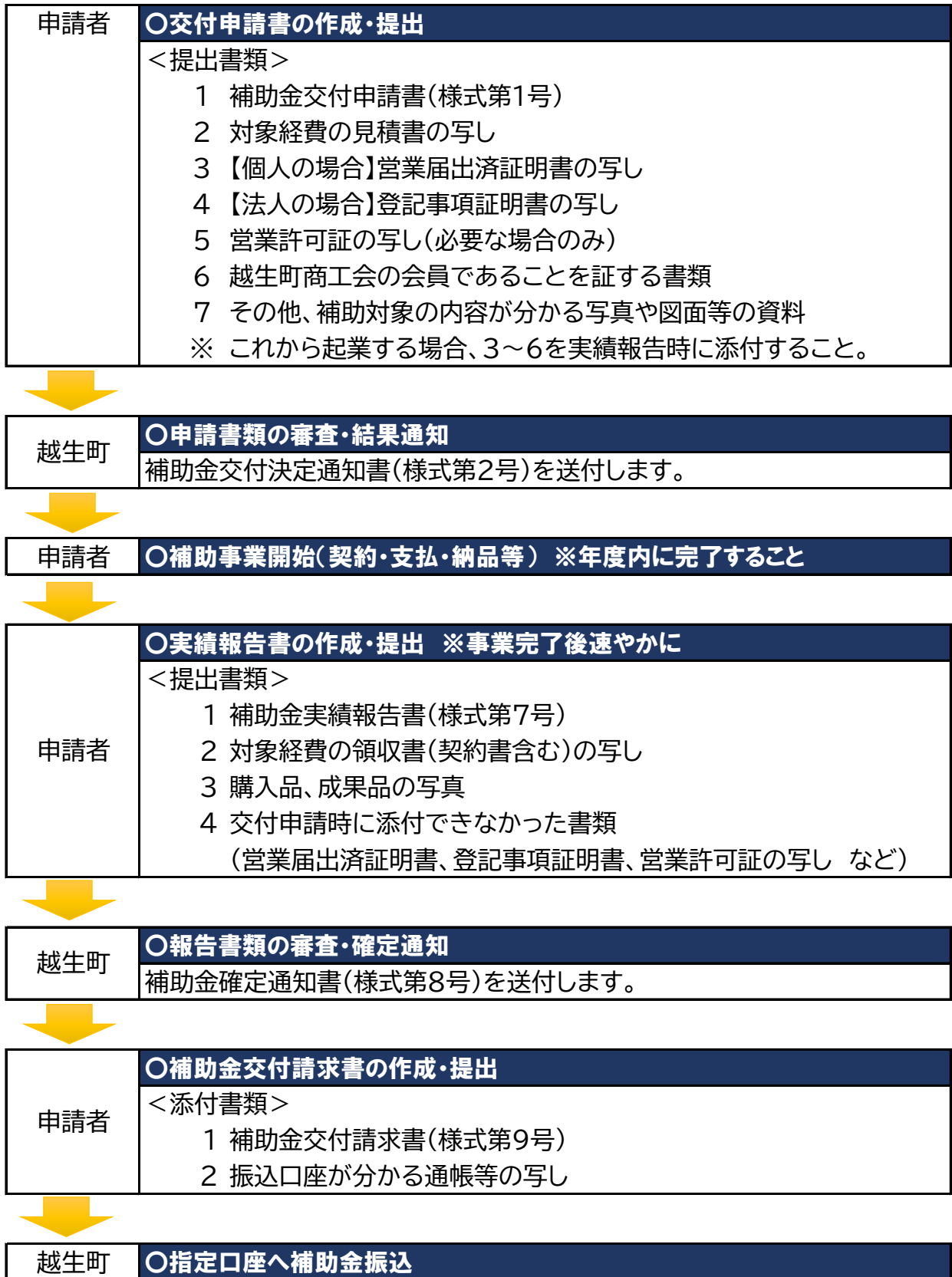
申請窓口・問い合わせ先

越生町役場 産業観光課 観光商工担当 電話 049-292-3121



越生町ホームページ

申請から補助金交付までの流れ



※ご不明な点等は、事前に下記までお問い合わせください。

越生町役場 産業観光課 観光商工担当 電話 049-292-3121